

山形大学男女共同参画推進宣言

1999年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」においては、男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられ、「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」と謳われています。また、2005年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第2次）」では、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習を充実することが強調されています。

山形大学は、東北地区有数の総合大学として、21世紀を担う人材養成に取り組んでおり、教育、研究、地域貢献、国際交流等のすべての活動において「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、地域のリーダーとして活動する立場にあります。そのためには、すべての学生と教職員が、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる大学作りを推進することが重要です。特に、教員・役職員の指導的立場や意思決定レベルにおける女性比率の向上、子育て・介護支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等を目指し、男女共に働きやすい職場作りが求められています。

山形大学は、地域に根ざし世界をめざす大学として、多様な価値観に基づく教育・研究を推進し、県内はもとより、東北地区、さらには全国の中にあって模範となる「男女共同参画」の実現された大学となるように、今後、男女共同参画を一層推進することをここに宣言します。

平成21年1月23日

山形大学長 結城章夫